

平成23年第2回室蘭市議会定例会提出予定議案

◎条 例

2件 資料1

1. 室蘭市街路灯助成条例中一部改正の件
2. 室蘭市営住宅条例中一部改正の件

(生活環境部) 資料1-1
(都市建設部) 資料1-2

◎単行議案

5件

1. 財産取得の件 (公有地)
(室蘭市立室蘭西中学校校舎棟新築建築主体 (その1) 工事)
2. 工事請負契約締結の件
(室蘭市立室蘭西中学校校舎棟新築建築主体 (その2) 工事)
3. 工事請負契約締結の件
(室蘭市立室蘭西中学校校舎棟新築建築主体 (その3) 工事)
4. 工事請負契約締結の件
(室蘭市立室蘭西中学校校舎棟新築建築主体 (その3) 工事)
5. 工事請負契約締結の件
(室蘭市立室蘭西中学校体育館棟新築建築主体工事)

(企画財政部) 資料2-1
(教育委員会) 資料2-2
(教育委員会) 資料2-3
(教育委員会) 資料2-4
(教育委員会) 資料2-5

◎補正予算

3件

1. 平成23年度室蘭市一般会計補正予算 (第2号)
2. 平成23年度室蘭市水道事業会計補正予算 (第1号)
3. 平成23年度室蘭市病院事業会計補正予算 (第1号)

(企画財政部) 資料3

平成23年第3回室蘭市議会臨時会提出予定議案

◎条 例

2件資料4

1. 室蘭市税条例中一部改正の件

(企画財政部) 資料4-1

2. 室蘭市環境基本条例中一部改正の件

(生活環境部) 資料4-2

◎条 例

2 件

1 室蘭市街路灯助成条例中一部改正の件

(別添資料 1-1 あり)

[概要] 街路灯を管理する団体の負担軽減及び街路灯の省エネルギー化のより一層の推進を図るため、設置費に係る助成対象を省エネルギー効果のある街路灯に限ることとするとともに、当該助成の限度額を 3 万円から 4 万円に引き上げるもの

[実施時期] 平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

2 室蘭市営住宅条例中一部改正の件

(別添資料 1-2 あり)

[概要] 市営住宅建設事業に係る舟見町団地の戸数の変更及び駐車場の整備に伴う改正を行うもの

[実施時期] 平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

○ 室蘭市街路灯助成条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

街路灯を管理する団体の負担軽減及び街路灯の省エネルギー化のより一層の推進を図るため、設置費に係る助成対象を省エネルギー効果のある街路灯に限ることとするとともに、当該助成の限度額を引き上げるもの。

2. 条例改正の概要

街路灯の設置に係る助成については、平成22年度から省エネルギー型街路灯（LED、無電極灯など。）を助成対象に追加したところであるが、同年度において設置費を助成した街路灯167灯のうち約7.6%の127灯が省エネルギー型街路灯であったことから、より一層の省エネルギー化の推進を図るため、省エネルギー型街路灯以外の街路灯を設置費助成の対象から外すこととするとともに、当該助成に係る限度額を3万円から4万円に引き上げるもの。

○ 設置費助成制度

現行

種 別	助成割合	限度額
蛍光灯 白熱灯	1/2以内	15,000円
水銀灯等	1/2以内	20,000円
省エネ型	2/3以内	30,000円

改正後

種 別	助成割合	限度額
(廃止)		
(廃止)		
省エネ型	2/3以内	40,000円



※ ただし、平成23年9月30日までは、廃止する蛍光灯、白熱灯及び水銀灯等の設置費について、なお従前の例により、申請を受け、助成することができる経過措置を置くこととする。

3. 施行期日

平成23年7月1日から施行する。

○ 室蘭市営住宅条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

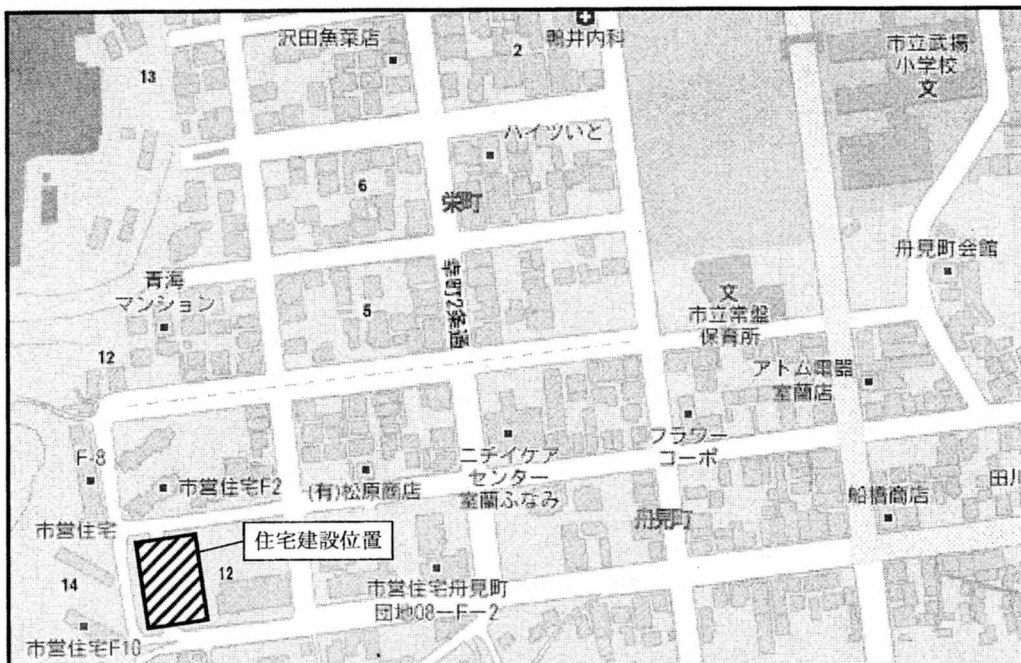
市営住宅建設事業に係る舟見町団地の戸数等の変更に伴う改正を行うもの。

2. 条例改正の概要

舟見町団地については、平成18年度から建替事業を開始し、平成22年度までに3棟を新規に供用開始しているが、新F-4号棟が完成することから、当該新規住宅の位置、戸数等を定めるとともに、駐車場の位置、区画、使用料等を定めるものである。

○ 新F-4号棟

位 置	室蘭市舟見町1丁目12番1号
階 数	5階
戸 数	30戸 (1LDK:10戸、2LDK:15戸、3LDK:5戸)
駐 車 場	9区画
駐車場料	月額3,100円



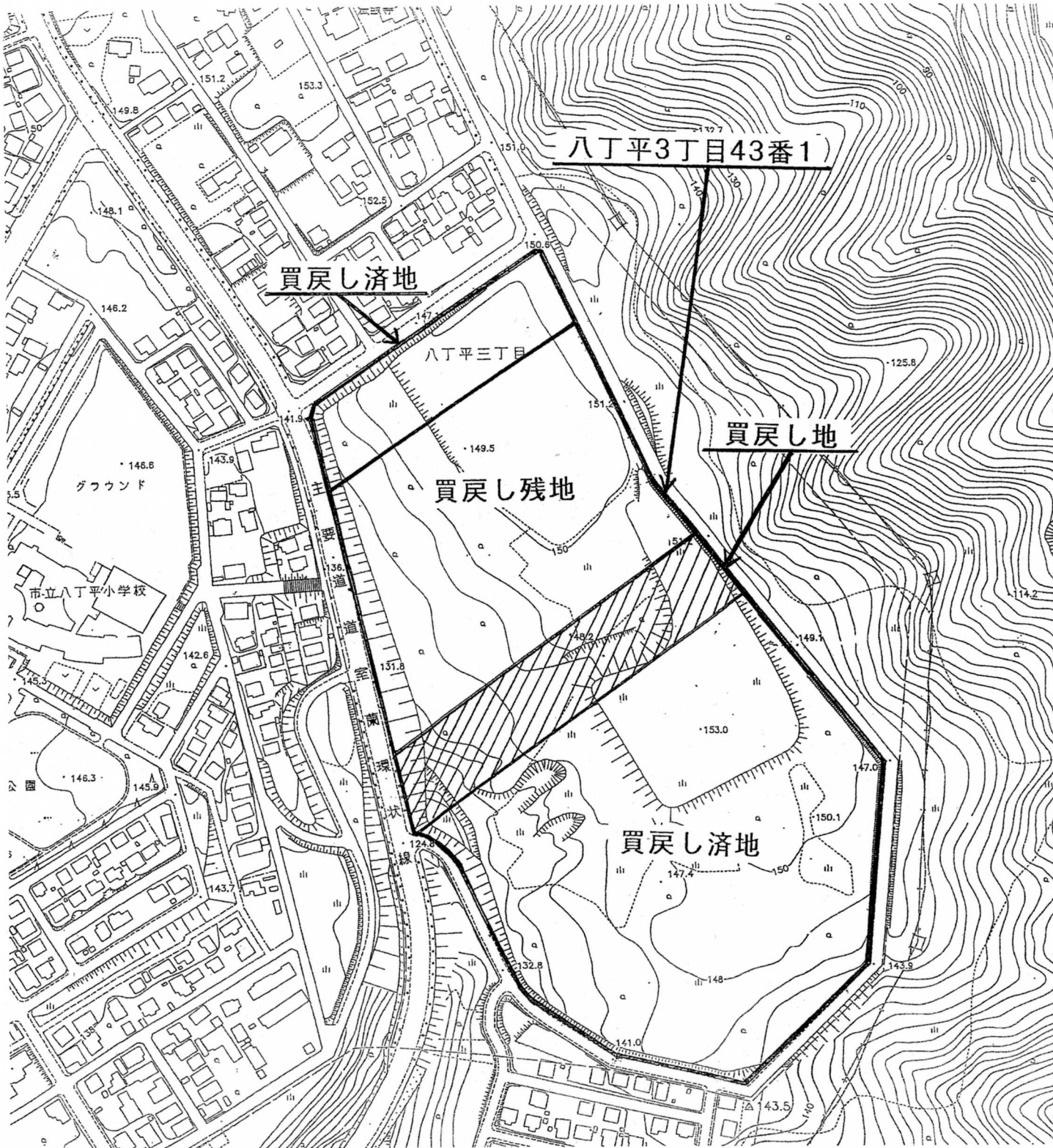
3. 施行期日

平成23年9月1日から施行する。

資料 2 - 1

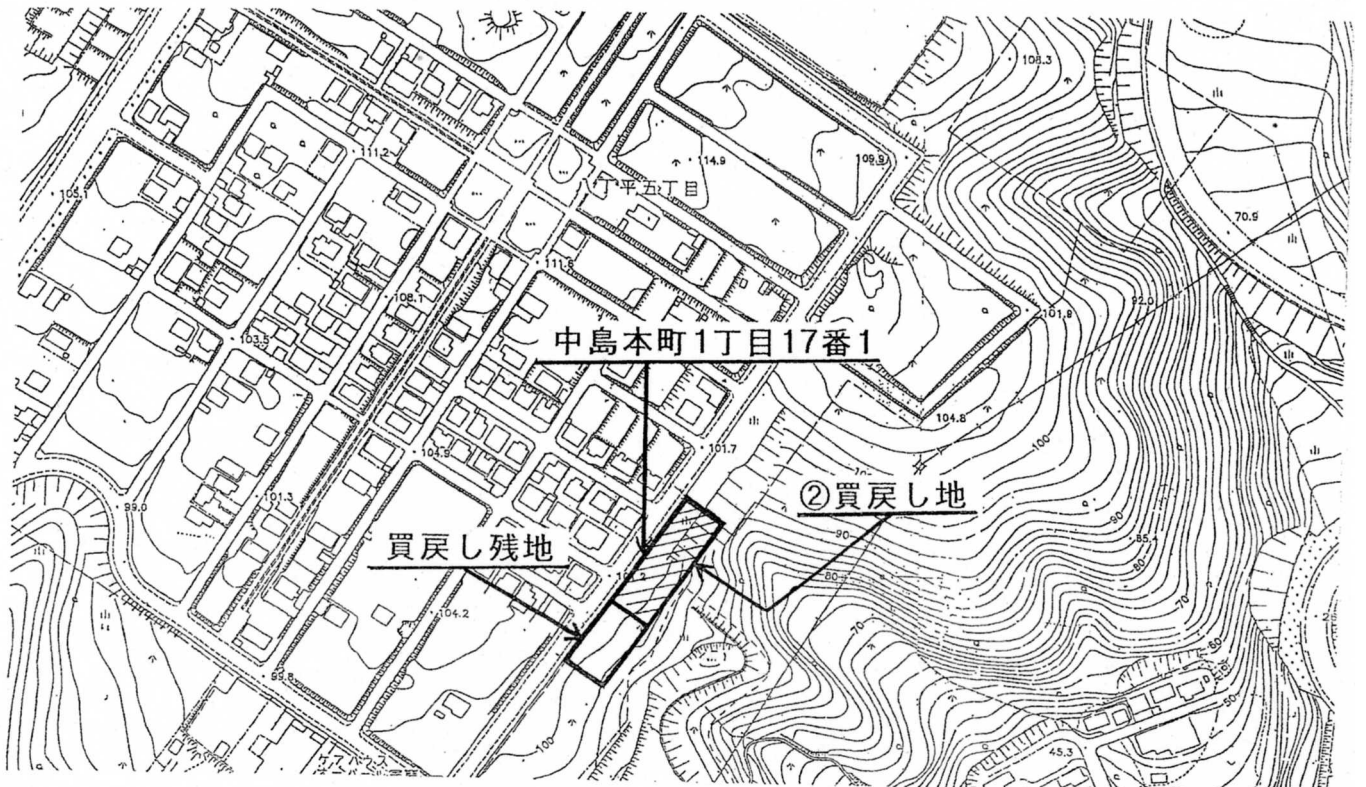
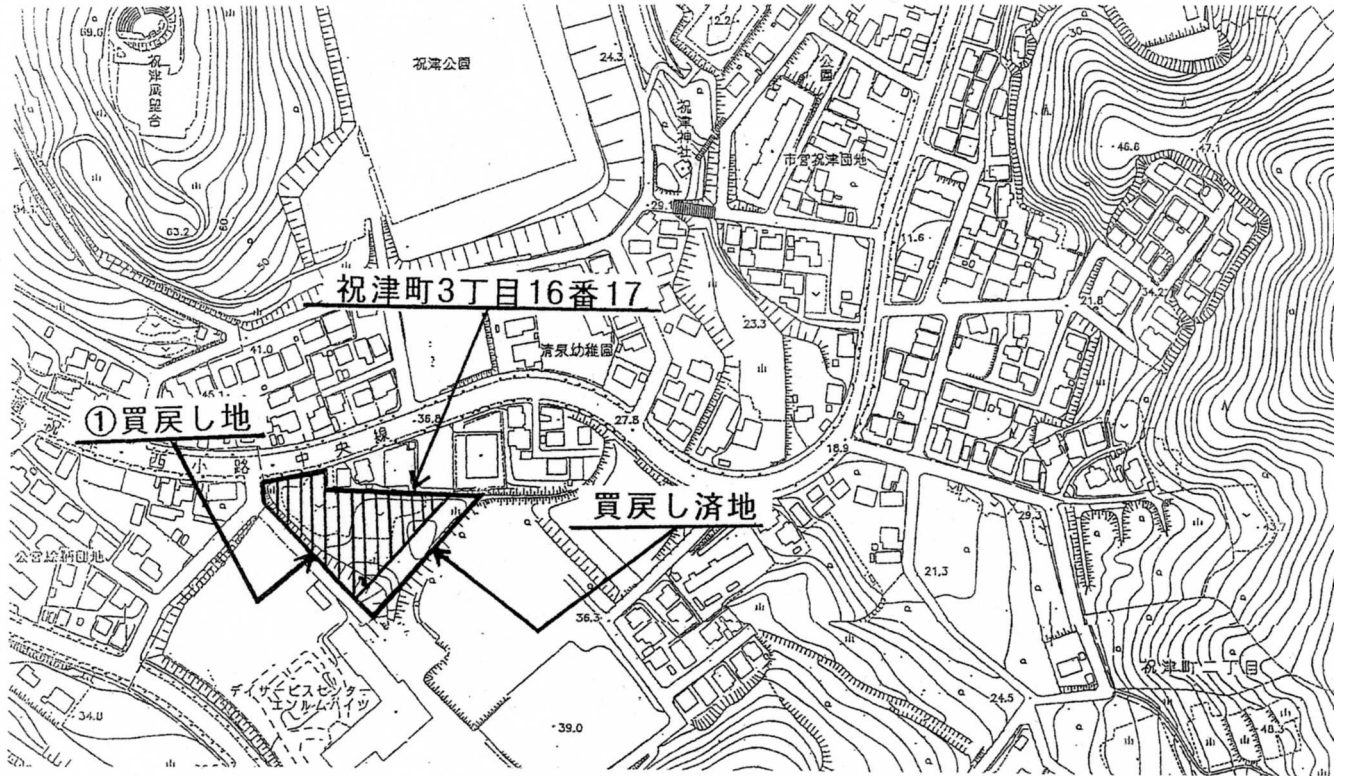
取得する土地の表示及び取得価格

番号	所在地	地目	地積(m ²)	取得価格(円)	契約の相手方
	室蘭市八丁平3丁目43番1	原野	12,836.00	249,981,613	(株)室蘭振興公社



取得する土地の表示及び取得価格

番号	所在地	地目	地積(m ²)	取得価格(円)	契約の相手方
①	室蘭市祝津町3丁目16番17	宅地	3,353.61	185,298,040	室蘭市土地開発公社
②	室蘭市中島本町1丁目17番1	原野	1,711.00	14,694,795	
	計		5,064.61	199,992,835	



室蘭市立室蘭西中学校校舎棟新築建築主体（その1）工事

- 1 工事名 室蘭市立室蘭西中学校校舎棟新築建築主体（その1）工事
- 2 建築位置 室蘭市山手町2丁目10番
- 3 建物概要
- A) 構造 鉄筋コンクリート造 4階建
- B) 建築面積 全体 1,750.13 m²の内 581.98 m²
- C) 床面積
- | | | |
|----|----------------------------|-------------------------|
| 1階 | 1,683.67 m ² の内 | 550.08 m ² |
| 2階 | 1,230.66 m ² の内 | 501.38 m ² |
| 3階 | 1,199.46 m ² の内 | 501.38 m ² |
| 4階 | 1,199.46 m ² の内 | 501.38 m ² |
| R階 | 32.20 m ² の内 | 0 m ² |
| 合計 | 5,345.45 m ² の内 | 2,054.22 m ² |
- D) 主要室
- 1階：保健室、特別活動室、特別支援教室、プレイルーム、特別支援職員室
- 2階：図書室、コンピューター室、視聴覚室
- 3階：美術室、調理室、被服室
- 4階：技術室、第一理科室、第二理科室
- E) 高さ 16.00 m
- F) 基礎 鉄筋コンクリート造
PHC杭 φ600 60本
- G) 外壁 複層塗材RE、外装厚塗材E
- H) 屋根 ウレタン防水
- I) 内装
- 床：フローリング貼、長尺塩ビシート貼 他
- 壁：シナ合板EP-G塗装 他
- 天井：化粧石膏ボード貼 他
- J) 別途工事 家具・内部建具工事、強電設備工事、弱電設備工事、電灯設備工事、暖房設備工事、衛生設備工事、ガス設備工事

室蘭市立室蘭西中学校校舎棟新築建築主体（その2）工事

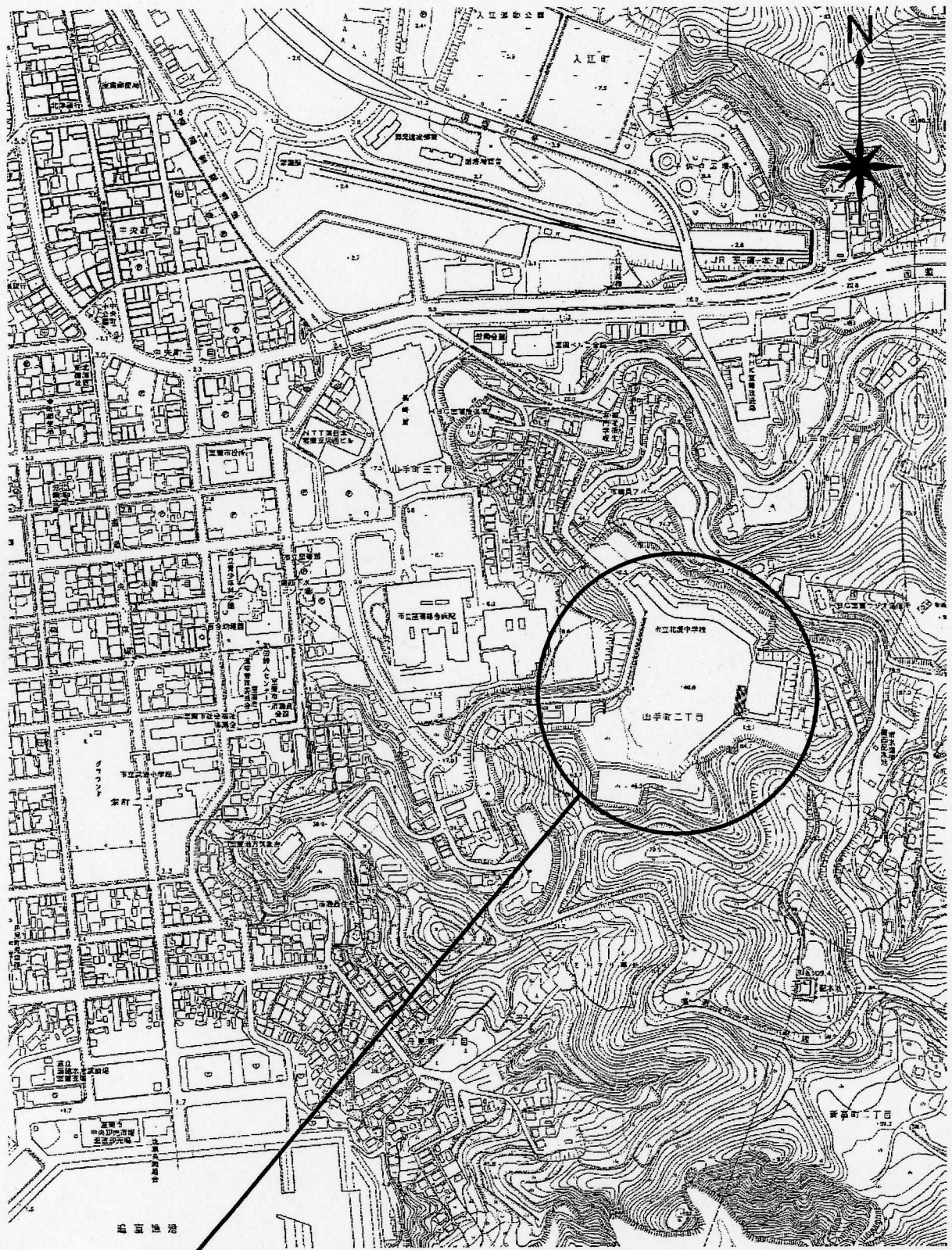
- 1 工事名 室蘭市立室蘭西中学校校舎棟新築建築主体（その2）工事
- 2 建築位置 室蘭市山手町2丁目10番
- 3 建物概要
- A) 構造 鉄筋コンクリート造 4階建
- B) 建築面積 全体 1,750.13㎡の内 416.51㎡
- C) 床面積
- | | | |
|----|-------------|-----------|
| 1階 | 1,683.67㎡の内 | 382.63㎡ |
| 2階 | 1,230.66㎡の内 | 264.16㎡ |
| 3階 | 1,199.46㎡の内 | 264.16㎡ |
| 4階 | 1,199.46㎡の内 | 264.16㎡ |
| R階 | 32.20㎡の内 | 0㎡ |
| 合計 | 5,345.45㎡の内 | 1,175.11㎡ |
- D) 主要室
- 1階：昇降口、音楽室
- 2階：多目的ホール
- 3階：多目的ホール
- 4階：多目的ホール
- E) 高さ 16.00m
- F) 基礎 鉄筋コンクリート造
- PHC杭 φ600 41本
- G) 外壁 複層塗材RE、外装厚塗材E
- H) 屋根 ウレタン防水
- I) 内装
- 床：フローリング貼、長尺塩ビシート貼 他
- 壁：シナ合板WUC塗装 他
- 天井：化粧石膏ボード貼 他
- J) 別途工事 家具・内部建具工事、強電設備工事、弱電設備工事、
電灯設備工事、暖房設備工事、衛生設備工事、ガス設備工事

室蘭市立室蘭西中学校校舎棟新築建築主体（その3）工事

- 1 工事名 室蘭市立室蘭西中学校校舎棟新築建築主体（その3）工事
- 2 建築位置 室蘭市山手町2丁目10番
- 3 建物概要
- A) 構造 鉄筋コンクリート造 4階建
- B) 建築面積 全体 1,750.13㎡の内 751.64㎡
- C) 床面積
- | | | |
|----|-------------|-----------|
| 1階 | 1,683.67㎡の内 | 750.96㎡ |
| 2階 | 1,230.66㎡の内 | 465.12㎡ |
| 3階 | 1,199.46㎡の内 | 433.92㎡ |
| 4階 | 1,199.46㎡の内 | 433.92㎡ |
| R階 | 32.20㎡の内 | 32.20㎡ |
| 合計 | 5,345.45㎡の内 | 2,116.12㎡ |
- D) 主要室
- 1階：事務室、職員室、校長室、用務員室、多目的ホール、教育相談室、会議室
- 2階：普通教室、特別活動室、放送室
- 3階：普通教室、特別活動室、生徒会室
- 4階：普通教室、特別活動室、PTA室
- E) 高さ 16.00m
- F) 基礎 鉄筋コンクリート造
PHC杭 φ600 71本
- G) 外壁 複層塗材RE、外装厚塗材E
- H) 屋根 ウレタン防水
- I) 内装
- 床：フローリング貼、長尺塩ビシート貼 他
- 壁：シナ合板EP-G塗装 他
- 天井：化粧石膏ボード貼 他
- J) 別途工事 家具・内部建具工事、強電設備工事、弱電設備工事、電灯設備工事、暖房設備工事、衛生設備工事、ガス設備工事

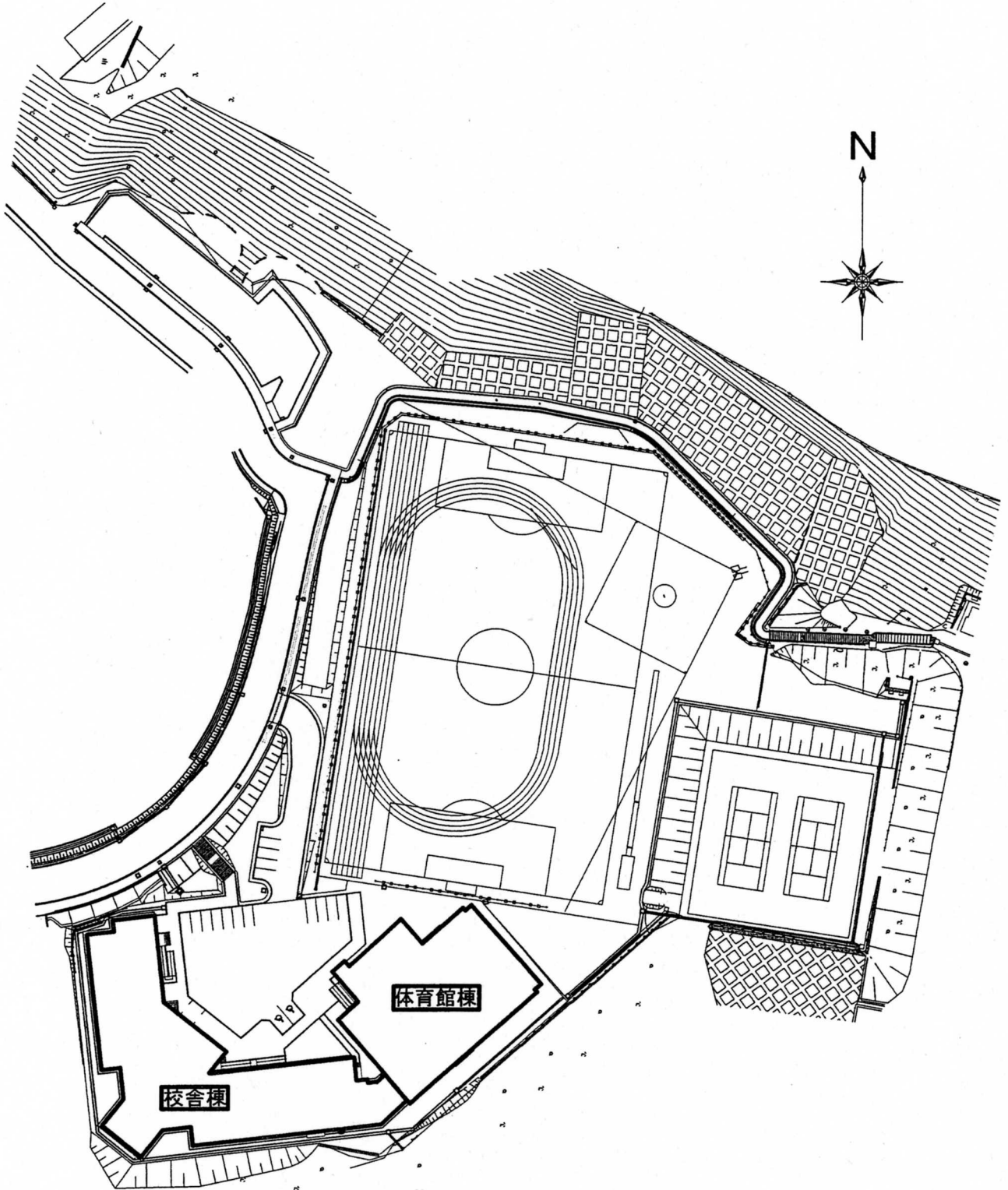
室蘭市立室蘭西中学校体育館棟新築建築主体工事

- 1 工事名 室蘭市立室蘭西中学校体育館棟新築建築主体工事
- 2 建築位置 室蘭市山手町2丁目10番
- 3 建物概要
- A) 構造 鉄筋コンクリート造 平屋建 (一部2階建)
- B) 建築面積 全体 1, 279. 59 m²
- C) 床面積
- | | |
|----|---------------------------|
| 1階 | 1, 214. 06 m ² |
| 2階 | 220. 32 m ² |
| 合計 | 1, 434. 38 m ² |
- D) 主要室
- 1階：アリーナ、ステージ、更衣室、ミーティングルーム
2階：放送室
- E) 高さ 13. 50 m
- F) 基礎 鉄筋コンクリート造
ラップルコンクリート
PHC杭 φ600 40本
- G) 外壁 複層塗材RE、外装厚塗材E
- H) 屋根 超耐候性鋼板葺き
- I) 内装
- 床：特殊フローリング貼、長尺塩ビシート貼 他
壁：天然木化粧合板貼、シナ合板 WAP塗
天井：化粧石膏ボード貼 他
- J) 別途工事 家具・内部建具工事、電気設備工事、暖房衛生設備工事

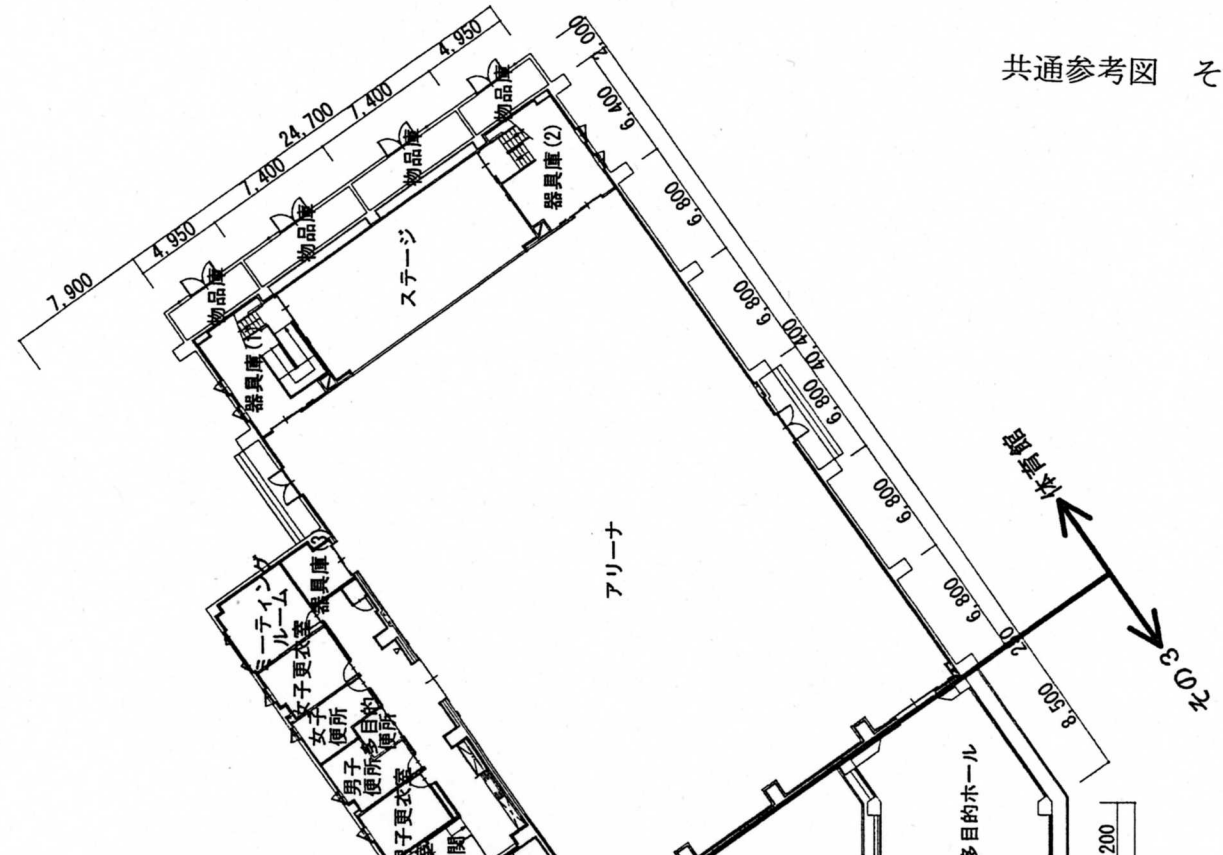


建築位置：室蘭市山手町2丁目10番

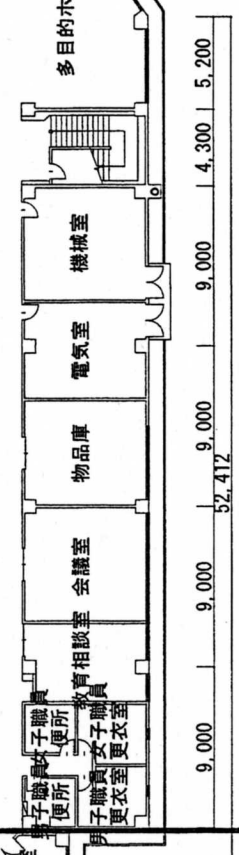
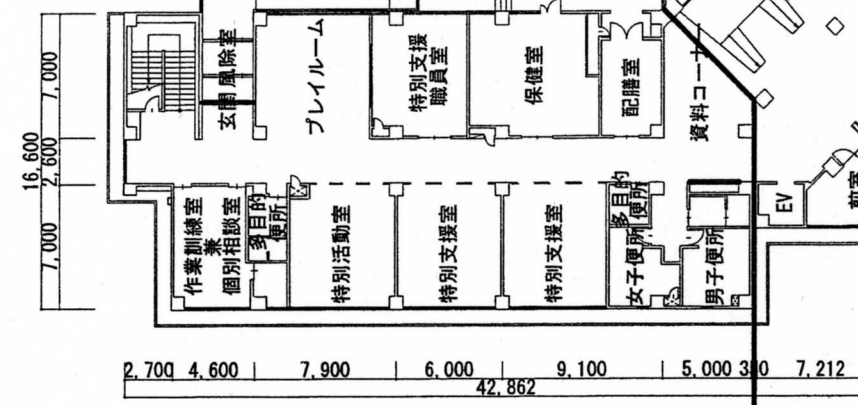
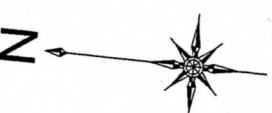
附近見取図



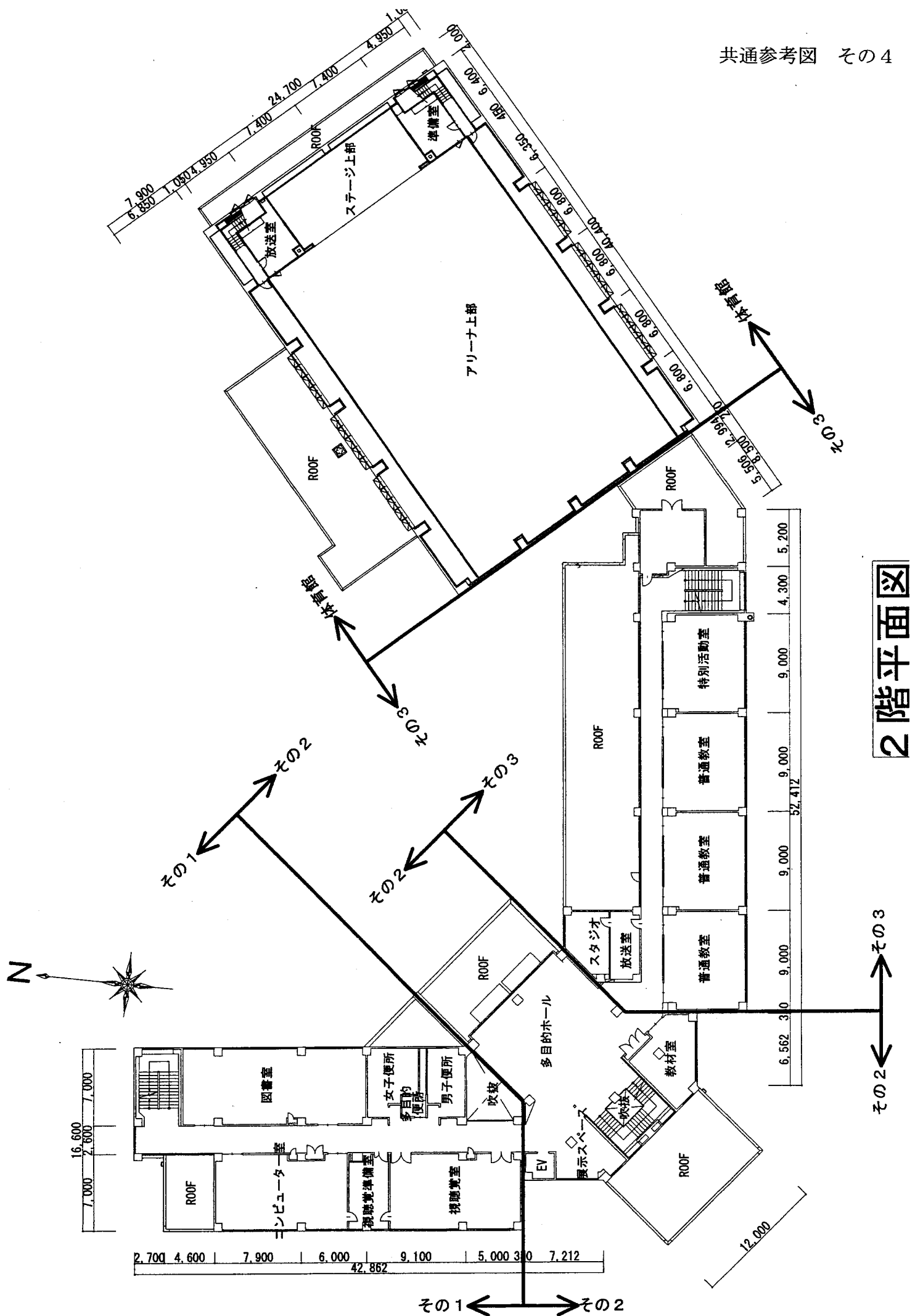
配置図

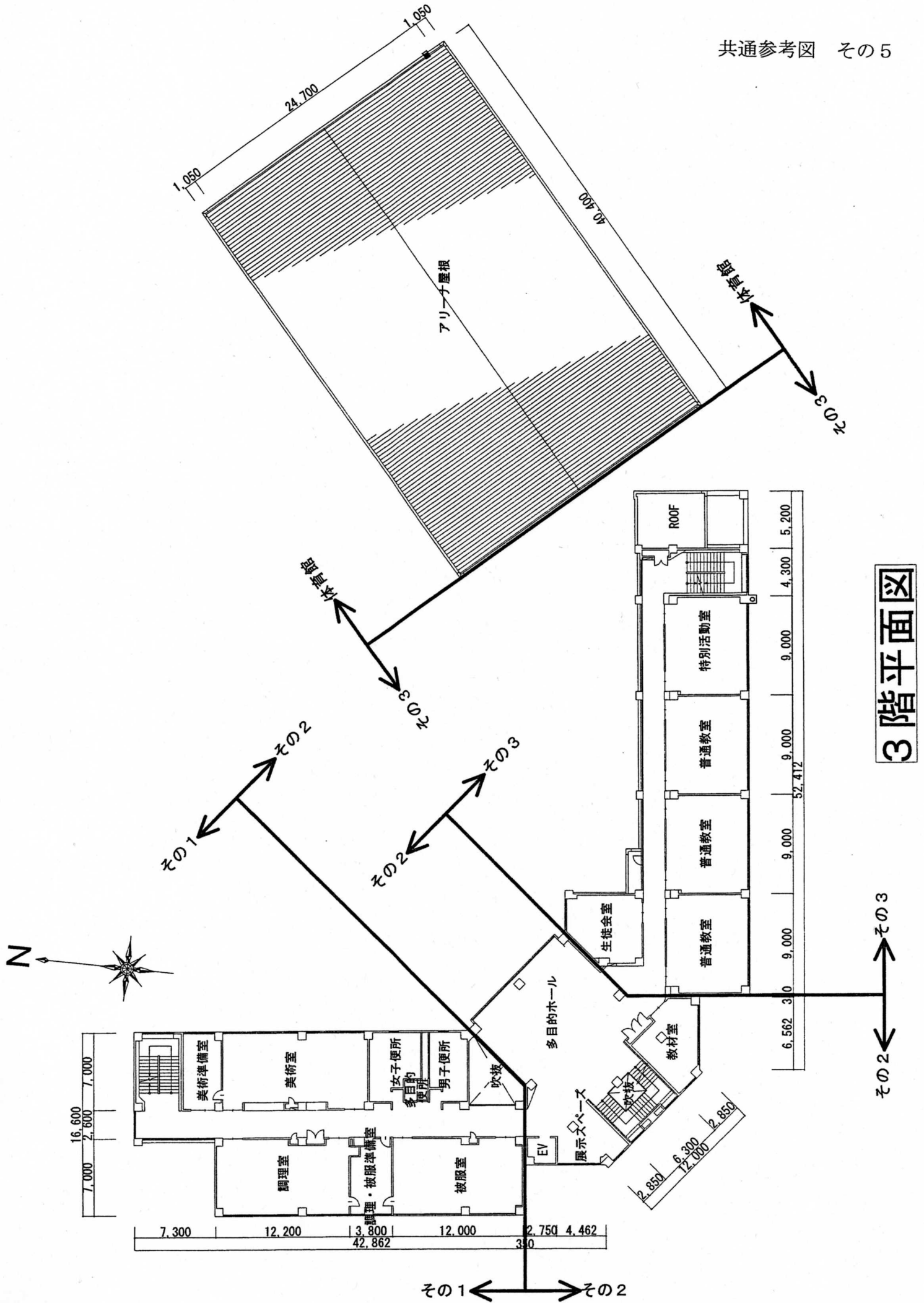


1階平面図

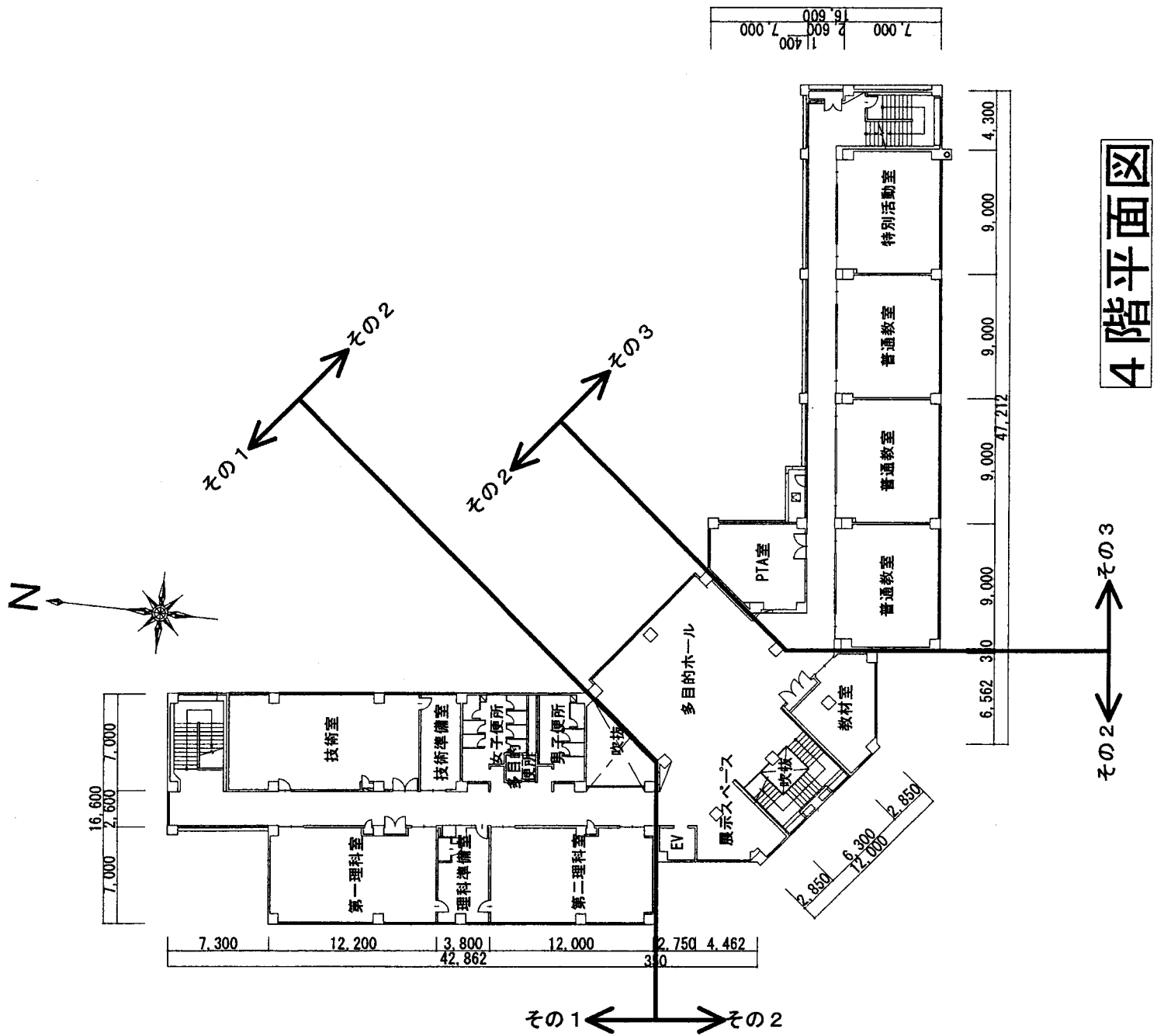


その2
その3



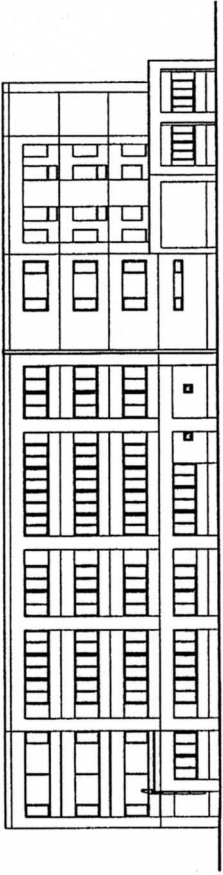


3階平面図

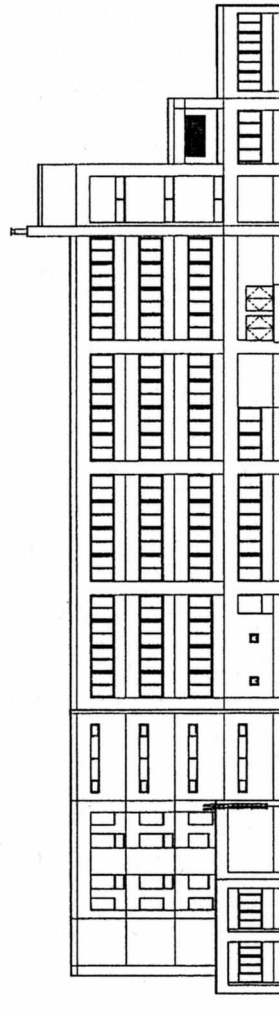




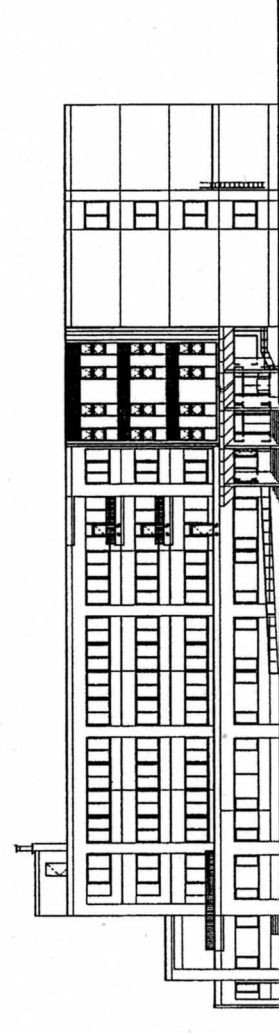
東立面図



西立面図

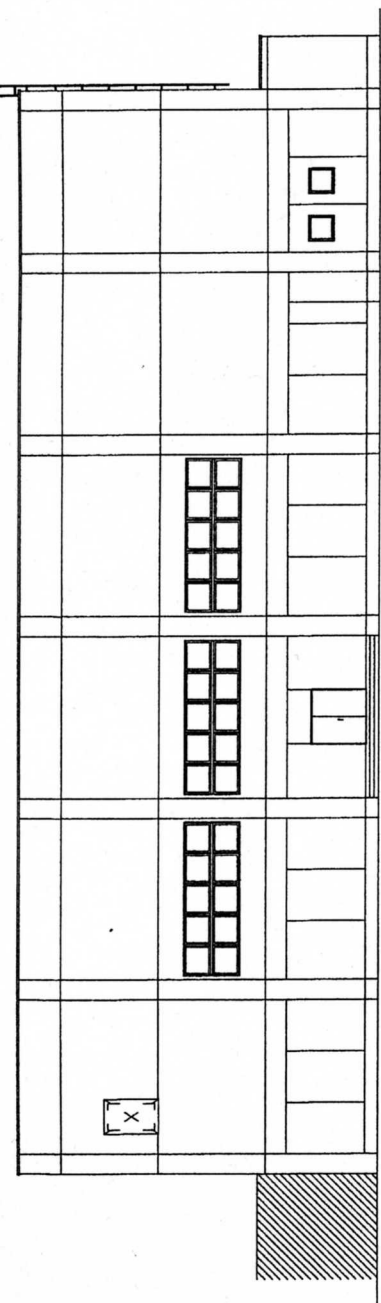


南立面図

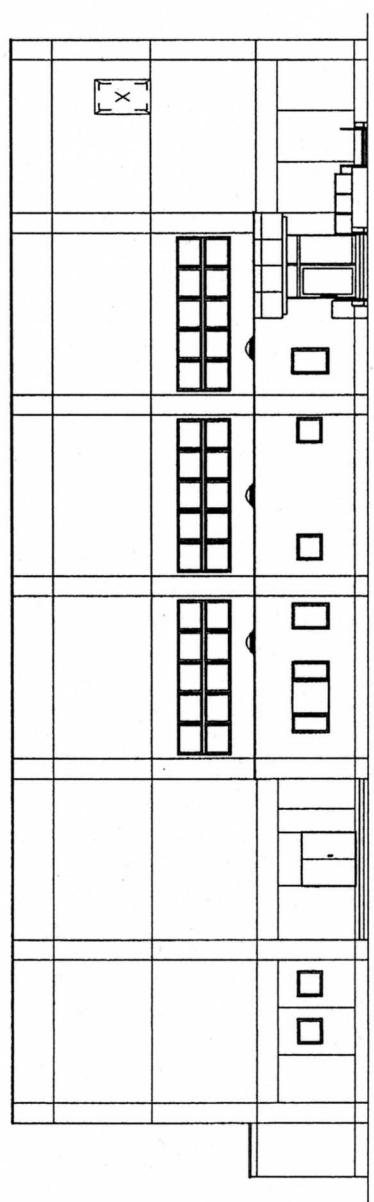


北立面図

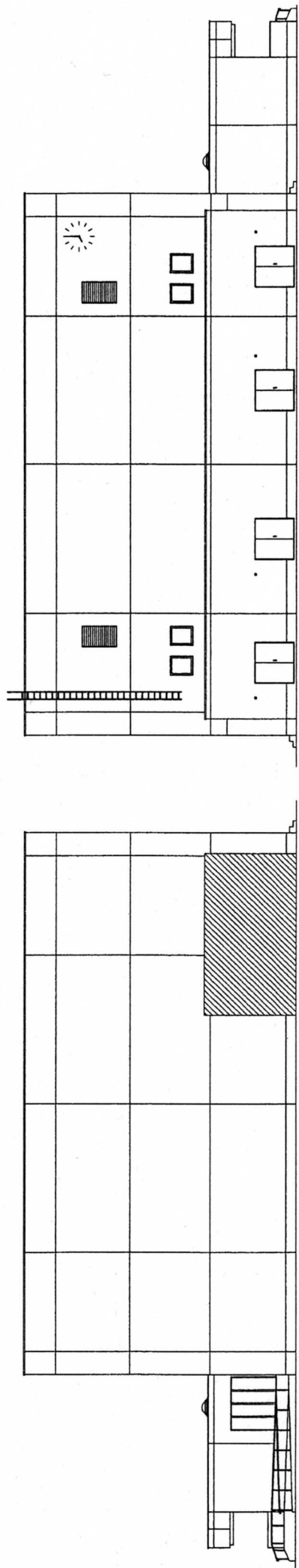
校舎棟



東立面图



西立面图



南立面图

体育馆棟

北立面图

◎条 例

2 件

1 室蘭市税条例中一部改正の件

(別添資料4-1あり)

[概要] 地方税法の一部改正等に伴い、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例制度及び住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例制度の新設を行うもの

[実施時期] 公布の日から施行し、一部の規定については平成24年1月1日から施行する。

2 室蘭市環境基本条例中一部改正の件

(別添資料4-2あり)

[概要] 港湾法等の一部改正により室蘭港が国際拠点港湾に指定されたことに伴い、規定の整備を行うもの

[実施時期] 公布の日から施行する。

室蘭市税条例の一部改正の主な概要（平成23年5月第3回臨時議会）

番号	税目	項目	関係条文		現行	改正	施行期日
			市	国			
1	市民税	個人	東日本大震災に係る 雑損控除額等の特例の新設	条例附則28 法附則42	<p>(東日本大震災対応) (新設)</p> <p>◎ 雑損控除額等の特例の新設 東日本大震災により住宅や家財等の資産に受けた損失の金額について 選択により、平成22年に発生したものとみなすことができる 住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度市民税での適用を 可能とする。(平成23年3月の発生は、本来は24年度分の対象) 確定申告(市申告)が必要となる</p> <p>※ 雑損控除 災害・盗難・横領により住宅や家財等の資産に損害が出た場合に受けられる所得控除 (資産:生活に通常必要な資産に限られる) 控除額(いずれか多いほうの金額) A.(損失金額-保険金等で補償された金額)-総所得金額等の10% B.災害に関連した費用-5万円</p>	公布の日	
2	市民税	個人	東日本大震災に係る 住宅借入金等特別税額控除 の適用期限の特例の新設	条例附則29 法附則45	<p>(東日本大震災対応) (新設)</p> <p>◎ 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例の新設 住宅ローン控除の適用住宅が、大震災による滅失等で居住の用に供することができなくとも、 平成25年度分以降の市民税について、住宅借入金等特別税額控除の適用を、 控除対象期間の残存期間について、継続適用を可能とする。</p> <p>● 住宅ローン控除の適用要件 基準日(12月31日)に住宅ローン控除の対象住宅に居住していること 災害にあった場合は災害にあった日 ※24年度分(23年分)については、現行法で控除可能</p> <p>● 住宅借入金等特別税額控除 所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税で控除しきれなかった控除額を 翌年度分の住民税から控除する制度 平成11年から18年、平成21年から25年までに入居した者 ※ 控除される金額 ・次のいずれか小さい額 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た金額(上限97,500円)</p>	平成24年1月1日	

○ 室蘭市環境基本条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

港湾法等の一部改正により室蘭港が国際拠点港湾に指定されたことに伴い、規定の整備を行うもの。

2. 条例改正の概要

港湾法の一部改正により、港湾の種類について、現行の「特定重要港湾」を廃止し、新たに「国際戦略港湾」及び「国際拠点港湾」が創設され、同時に改正された港湾法施行令により、室蘭港が「国際拠点港湾」に指定された。

環境基本条例の前文において、「特定重要港湾」を引用していることから、新たに指定された「国際拠点港湾」を引用するよう規定の整備を行うものである。

○ 港湾法による港湾の種類

現行

- (1) 重要港湾 … 国際・国内海上輸送網の拠点となる港湾（道内12港）
 - (2) 特定重要港湾 … 重要港湾のうち国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾（北海道は室蘭港、苫小牧港の2港）
- ※ 特定重要港湾は重要港湾でもあり、道内12港には室蘭港、苫小牧港を含む。



改正後

- (1) 国際戦略港湾 … 長距離の国際海上コンテナ輸送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾（京浜、大阪、神戸の3港のみ）
 - (2) 国際拠点港湾 … 国際戦略港湾以外の港湾で、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾（北海道は室蘭港、苫小牧港の2港）
 - (3) 重要港湾 … (1)、(2)以外の港湾で、海上輸送網の拠点となる港湾（道内10港）
- ※ 3種類の港湾種別は独立したもの。

3. 施行期日

公布の日から施行する。